

石川県公安委員会告示第109号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年9月10日

石川県公安委員会

1 実施期日、受講定員及び実施場所

(1) 実施期日

令和7年10月28日(火)から10月31日(金)までの4日間

(2) 受講定員

30人

(3) 実施場所

石川県地場産業振興センター（石川県金沢市鞍月二丁目1番地）

2 講習受講申込手続等

(1) 受講申込書の受付期間

令和7年9月29日(月)から10月3日(金)まで

受付時間は、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時の間を除く。）とする。

(2) 申込の方法及び受付場所

ア 申込の方法

申込は本人が提出書類を直接持参する方式で行い、郵送等による申込は認めない。
やむを得ない事由で、代理人が申請する場合においては、委任状を持参すること。

イ 受付場所

石川県警察本部（石川県金沢市鞍月一丁目1番地）

ウ 留意事項

申込は先着順とし、受付期間内であっても定員になり次第受付は終了する。

いずれの日においても時間厳守し、午前10時より前に来庁することがないようにすること。

(3) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（申請日前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ3.0センチメートル×横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの1枚を貼付すること。）

3 受講手数料

39,000円を、石川県証紙により納入すること。なお、既納の受講料は還付しない。

4 その他

(1) 講習は、一般社団法人石川県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習終了後に修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

(3) 不明な点については、石川県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務指導係（電話076-225-0110 内線3043・3045）に問い合わせること。